

Title	我国に於ける近世的商業の萌芽：町人階級発達史序説
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1929
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.23, No.7 (1929. 7) ,p.923(1)- 979(57)
JaLC DOI	10.14991/001.19290701-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19290701-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

(豊國銀行横)

告白
御用洋服店
秋山洋服店
優秀正確
慶應義塾制服
スタイル

芝區三田四國町六 電話三田(46)三七九二

(口繪)

- 歐洲人の極東研究(一)
- 日本に於ける捨子の研究(承前)
- 唐宋文人考
- ベリーのイギリス最古の文明
- 五車一得(其二)
- 日本原始古代社會と不斷の聖火
- (書評)埃及紀行○世界的日本主義○Prostet (Abbé): Le Marche de l'Egypte du Japon (1549-1649)
- 弘法大師遠説史○八十島祭考證譯語と専門の譯語○口繪説明
- (叢報)平尾松島仙臺地方見事記

史學 第八卷 第一號

編輯所 三田史學會

發行所 大岡山書店

發賣所 丸善三田支店

松本 信廣
德田 彦安
小林 高四郎
間崎 万里
井手 一馬
中島 鮎

三田學會雜誌 第二十二卷 第七號

我國に於ける近世的商業の萌芽

—町人階級發達史序說—

野 村 兼 太 郎

本篇は慶應義塾大學經濟學部の經濟史特殊研究の講座に於いて筆者の講ずる「我國に於ける町人階級の發達」を題する講義の序論の一部をなすものである。講義の草稿に僅少の増補及び省略を行なつたに過ぎず、未だ甚だ不十分である。なほ他日の改定を期する。その註記するところの引用文の長きに失するのは同講義を聽講せる者の便宜を計つたためで、他意あるのではない。又引用文のあるものが、坊間既知のものであることを、末尾に参考書目を挙げたことも同一趣旨に出づるものである。

近世資本主義制度の發達に注意する者が必ず一瞥しなければならない問題は近世的商業の發達である。この點に於いては我國と雖も同様である。明治維新以後「實業」「實學」の名稱の下に、商業的活動が甚しく尊重されるに至つたのは全く維新後の新社會狀態がこれを最も必要となしたからである。勿論我國の商人階級が眞に資本主義的活動をなすに至つたのは最近のことである。我國ブルジョワジーは維新後に於ける、殊に日清戰役後に於ける、産業革命の發展に依つて成就されたものである。しかし近世的商業の萌芽はずつと以前に遡つてこれを求めることが出来る。

徳川時代を通じて漸次に發達し、實質的勢力を獲得して來た所謂町人階級は決して明治維新以後に活動せる企業家階級とは同一ではない。しかし維新前に發達せる町人的精神、並びにその物質的基礎は維新後の營利的活動と相關聯しこれに繼續せるものである。吾人が現在の商業階級の活動及びその勢力を正當に判断せんがためには、少なくとも過去の町人階級の發達これが他の社會的諸要素に及ぼせる影響とを明かにしなければならない。勿論かくの如き町人階級が明確なる形態を具ふるに至つたのは遙か後世のことにしてからである。少なくとも元祿以前に遡るべきではあるまい。唯如何にしてかくの如き町人階級の發達を見るに至つたか。又何故に我國に於いて近世の商業的活動が他の歐洲諸國と異なる形態を探るに至つたか。それ等を明白にするためには、こゝに少しく徳川時代以前の事情を明白にする必要がある。即ち私は我國商業の近世的黎明を徳川時代以前、足利の末期にありと考ふる者である。

足利末期、戰國の代は舊來の形式傳統を打破した時である。古き制限束縛を脱し、新しき自由を要求する精神は、時に却つて武斷的權力に基く壓迫ともなつたが、こゝに革新的氣運を醸成したのであつた。加ふるに當時恰も歐洲人の渡來に會した。彼等の齎せる新文化は又多くの變革を生ぜしめ、彼等との交通貿易から起った商業的利益は新しい對外的活動を惹起せしめた。こゝに我國商業史上の一轉機を置くことは必ずしも不當ではあるまい。本論文の目的とするところはこの時代から鎖國に至るまでの商業の本質を概論せんとするにある。

ある國に於いて商業的資本が有利となるまでにはその國の文化はかなりに向
上しなければならない。足利末期に至るまでの間に商業は漸次に發達して來た。
商業的機關の發生は我國に於いてもかなり古きに遡ることが出来る(一)。勿論古
代に於ける商業は本質上近世の商業と等しくない。當時に於ける商業は主として農業の副業であるに過ぎない。商業が獨立の職業となるまでにはなほ多くの年月を必要とした。かくの如き副業的商業——即ち餘剩產物の交換が次第に増加し、頻繁となるにつれて、便宜上一定の場所に限定されるやうになつた。即ちこのに市が生ずる(二)。

(一) 雄略天皇日本紀に十三年八月、播磨國御井隈人、文石小麻呂、有力心強肆行參虜、路中抄劫不使通行、又斷商客船、悉以奪取。

欽明天皇日本紀に、乃告之汝(秦大津父)有何事答曰無也、但臣向伊勢商價來還、山途狼相鬪汚血。

(三) 記錄にある市の名稱は少くない。神代の天の高市を始め、應仁天皇の大和の輕市、雄略天皇の河内の餌香市、武烈天皇の大和の海柘榴市等の如し。しか

しそれ等は未だ商業上の市を見るよりも、所謂「天八達之衝」の意であらう。唯こゝに從來の市を發生する基礎がある。

他方市の如く一定の地域に限定せられざる商業的機關が發生した。それは少量の餘剩產物を各地方に於いてそれぞれ販賣して歩く行商人である。それ等の中その行商區域の狹い者としては「連著」「販夫」「販婦」等と稱せらるゝものがそれである。彼等は通常その住家から一日にして往還し得る範圍に限定されてゐた。又その運搬し得る商品も甚しく限られてゐたであらう。これに對してやゝ廣い範圍に亘つて行商した者があつた。通常「旅商人」と稱せらるゝ者がそれである。これ等の旅商人は普通に想像さるゝよりも遠隔の地に來往してゐたらしい。又それ等の商人が郵便驛遞の役を勤めたこともあつた(三)。これ等の商人のある者の中には純然たる商業に依つて生活する者もあつたらうが、上代にあつてそれ等はむしろ例外的なものであつた。その他の行商人は勿論、旅商人の大部分は純然たる販賣に依つて生活せんとするものでもなく、又それに依つて多大の利得を獲得したものでもない。前述の如く商業は未だ副業的範圍を脱せざるものである。

(三) 喜田貞吉氏「古代の商人」(日本商人史)、七頁以下参照。

唯人類の營利心の起源はかなり古い時代にこれを求むることが出来るであらう。元來營利心は物質獲得本能の一端とも見るべく、從つてこれに類似する行爲を古代に於いても發見することも珍しいことではない。殊に次ぎに述ぶるが如く、平安朝時代に至り、市の制度が完備し、他方商業を專業とする者が多くなると共に、營利的本能が次第に強烈になつて來たことは當然であらう。又平安朝以前に於いて多少の除外的規定はあつたが、兎に角大體に於いて商業が何人に依つても營まれ得たから、従つて多くの營利的行動が存してゐた。(四)しかし當時存在してゐた強欲な行動や營利的衝動は未だ單なる斷片的あらはれに過ぎず、後世の商業的活動の基礎をなす精神とはその程度に於いて、甚だ異なるものである。それは營利的精神と稱するよりもむしろ獲得欲の單なる表現とも云ふべきであらう。

(五) (四) 大寶令に規定されたる如く、皇族及び五位以上の貴族が自己及びその従僕等を以つて賣買營利をなすことを禁じたが、自己の生産品、所有品を市に賣り、又人をして他處に貿易行商せしむるはこの限りでなかつた。その他このこと

に關する實例は銅直勇氏「我國ニ於ケル營利心ノ起源及び其ノ發達ニツイ」(經濟論叢第六卷第三十二號—第三十五號)參照。

(五) 「田中眞人廣忠女者、讃岐國美貴郡大領外從六位上小屋縣主官手之妻也。產生八子、富貴多。寶有馬牛奴婢稻錢田畠等、天年無道、心慳貪無給與、酒加水多沽取。直貸日與三小外、償日受天舛出舉時用小斤償收、大斤息利強徵。大甚非理或十倍徵或百倍徵。債人滙取不爲甘心。多方愁棄家逃返、貰跡他國無逾此甚云々」(日本國現報善惡靈異記下卷第二十六)

殊に平安朝以後に於いて漸く商人の活動について見るべきものが生じ、又その中期に至れば、貨幣も相當に流通して來た。即ちこの時代に至つて貴族の末流が世襲の土地を賣却したり、賣官が行はれたり。(六)又源隆國の時代に紀延助の如き高利貸が京都に發生するに至つたのである。(七)

(六) 「古量能授官、官乃理、擇杖任職、職乃循、若不量而授、不擇而任、則人謂之謬妄、俗爲之衆庶以爲輕天工、於是功勞之臣自退、聚斂之輩爭進、至於令彼暴客猾民、殉不義之富、彌深慮於食殘良吏、胥子企無厭之求、更薄情於官學、望其化盛治平、不亦難哉、昔館陶公主爲子求郎、明帝不許、賜錢千萬、所以輕厚贈重薄位者、爲其官人失才、青及百姓也、降遠桓靈之后、初開占賣之官、皇綱遂棄、王業已衰、歷訪漢家之典、略考皇朝

之記未有賣官而敦俗、鬻職而安民者矣。伏望早改彼澆時之政，令返於淳世之風。若愛國用，則每事必行儉約，若行儉約，則何由可乏貨財、欲利之源。從此暗滅，廉正之路自然開。」（菅原文時「封事三箇條」）

(七) 「今昔内舍人ヨリ大藏ノ丞ニ成テ後ニハ冠給ハリテ大藏ノ大夫トテ、紀ノ助延ト云フ者有キ、若カリケル時ヨリ、米ヲ人ニ借シテ本ノ員ニ増テ返シ得ケレハ、年月ヲ經ルマニ、ニ其ノ員多ク積リテ四五萬石ニ成テナム有ケレハ、世ノ人此ノ助延ヲ萬石ノ大夫トナム付タリシ云々」（今昔物語卷二十八、第三十三）

かくの如き營利的行為の漸次に増加するに至つたのは、他方商業的機關が次第に具備されて來たからである。又我國よりもその文化の程度に於いて遙かに高かつた支那及び朝鮮との交易が相當盛んに行はれるやうになつたことも我國の商業的發達を刺戟した。勿論當時公然と行はれた貿易は使節の交換に伴ふ所謂鴻臚館貿易に過ぎない。しかしそれがわが文化の促進に貢獻するところ少なくなかつたことは疑ひない。かくしてこの頃より鎌倉時代にかけて發達した商業的制度を二個の方面から觀察することが出來よう。一つは市の制度の確立であり、その早い完成された例としては京都に於ける東西兩市の制度を擧げることが

出来る。他の一つは我國沿岸の商取引が發達し、邸屋、即ち津屋の發生を見たことである。後者はさらに後世の問屋となり、問屋職となつて、その特權的性質を強むるに至つた。

市場制度の發達と共に、この方面に於いても獨占的、特許的組織の發達を見た。即ち「座」の制度である。座は商人が宗教的特權の保護を受けんとしたために、神社、佛閣と特に關係が深い。又ある論者はその由來を遠く上古に求めてゐる。(八)しかし座が經濟的機關として發展して來たのは鎌倉時代以後のことであらう。所謂鎌倉の七座（絹座、炭座、米座、檜物座、千朶積座、相物座、馬座）も實際に存在してゐたのか如何か疑はれる。唯建保三年（一二一五）に鎌倉中諸商人の數を定め、建長三年（一二五二）には商店の所々に散在し、勝手に賣買に從事することを禁止してゐる點から見て、多少こゝに座類似のものゝ發生を見たと推することができるであらう。何れにしても商取引の發達と共に、一方これが取締の必要から、他方商人自身の繁榮策から、座の如き獨占排他的制度の必要が生じたのである。

(八) 座の文書記録は其起源を平安朝や鎌倉時代に置くも、余は座の由來頗る遠く、

上古の品物の間に、其萌芽を認むべしとするものなり。中古の市制が商人の營業地域を限定し、そこに賣買すべき商品開市の期間を定めたるため、自ら座の一要件たる專賣の風をなせるならん。」(三浦周行氏法制史之研究八五二頁)

こゝでは以上の如き商業制度の發展を詳述するのが目的ではない。唯足利中期以前の商業が全く政府又は權力者の干涉の下に存し、又甚しく地方的なものであつたことを注意すれば足りる。即ちこの時代以前に於ける商業は何等の近世的意義を有するものではなかつた。然るに足利中期以後に於いて種々なる方面に多くの變化が生じて來た。例へば前述せる市場組織の如きも地方に於いて漸次に衰退の途を辿り、徳川時代に至つては新しき市場の設立を許可しないやうにさへなつた。(九) 又他方内地に於ける都市の勃興についても、鎌倉時代以前に於いては、二三の例外を除いて、他是悉く諸侯の城下町に過ぎなかつた。加ふるに一つの領地の中心たる城郭は軍事的效果を中心として建設され、交通の不便な要害堅固の地に作られた。然るに近世に及んでその位置に著しい變化を見た。(一〇) 勿論これは鐵砲の傳來に伴ふ戰術の變化もその一原因たることに疑ひないが、他方それ等の城下町が交通便利なる地にあつて、商業的重要性を必要とするに至つたことも指摘すべきであらう。かくしてこゝに商業が漸次に全國的意義を有せんとする傾向を示して來たのである。

(九) 一、市場之事

是ハ昔ヨリ場所定リ、其所ニ幾日幾日ト日限極リ、同町ノ内ニテモ市立ノ場所定リ、昔ヨリ定リタル所ノ外ハ禁ズ、勿論前々ヨリ村鑑帳ニ書ノセアリ、萬一市場ノ儀ニ付公事出入等アル時ハ、村鑑帳次第也

一、市場ノ所ニ新規ニ町家取立ル事成ガタシ、願出ルトモ最寄ノ市場相続シナクバ品ニヨリ新規ニ町家免スコトモアリ、元市ヨリ拒障アラベ不レ免也
一、年久シク中絶ノ土地、外ニ子細ナクベ願ノ上ニテ免ズ、サハリアレバ叶ハズ、尤昔ノ故由アリトモ、年久ク断シ上ハ證據ヲ以テネガヘバ吟味ノ上免ベシ、昔有シトテネガハズ私ニ取立ル事ナラズ」(大石久敬「地方凡例集」卷十)

(一〇) 「慶長九年井伊直勝は佐和山城を下つて琵琶湖畔に彦根城を築き、慶長十二年堀忠俊は春日山城を下つて日本海岸なる福島新城を築き、慶長十三年松平重康は八上の山城より下つて篠山に築いた。如斯くして近世城郭は大和鷹取山及び二三を山頂に残してすべて山を下つた。乍然、全然軍事的見地を放擲するとは出來ない。故に城郭は平野の小高地によつた。平山城と稱する

ものが之である。天平年間宇喜多直家は邊隅なる沼城より出で、吉備平野の中心、相川と兒島灣との水利の便ある岡山に據り、秀吉は天正二年小谷の城を引いて琵琶湖の水運を利用し得べき長濱に出で、浦生氏卿は天正十六年港湾として發展の餘地なき松ヶ島を棄て、伊勢路の中心に松坂の新城を建設しつゝ。(小野均氏「近世城下町の研究」四五頁)

三

直ちに近世的商業の發達について述ぶるに先立つて、少しく觀察して置かなければならぬ一事がある。それは我國民の海賊的發展である。海賊と海軍と商業とが密接な關係のあることは周知の事實であるが、殊に近世商業の發展に必要な條件の一つは冒險的企業心である。歐洲に於ける商業的國民がその初期に於いて海賊的行爲をなしたるが如く、我國に於いても同様の現象を惹起したのである。

殊に對外的な海賊的發展の著しいものはかの倭寇である。勿論倭寇が發生するに至つた直接の原因は決して國民的發展の結果ではない。否むじろ國內に於ける貧窮なる生活が一部の士民を追つて海外に向はしめたものと見る方が適當である。

(一一) 帰原坦氏「朝鮮史話」一〇二一—一〇六頁。

あらう。(一一)故に彼等は何等領土的野心なく、生活の資を得ることを目的とする者が多かつた。即ち「焚_レ倉」「掠_レ倉」「盜_レ倉」「火_ニ官解」あるひは「奪_ニ漕船」「燒_ニ漕船」「掠_レ船」等がその主要なるものであつた。但し彼等の中には元寇の役以後、大陸の勢力に對して多少知るところあり、徒らにこれを恐怖することなく、又領域狭隘なる我國を去つて海外にその活動の餘地を求めるとする不平の士もあつたであらう。

すでに前掲註一に引用したるが如く、我國に於ける海賊そのものの起源は決して新しいものではない。殊に歴史上頻繁に現はれるやうになつたのは王朝末期の紀綱紊亂せる頃であつた。鎌倉時代にも絶えず、南北朝時代には甚だ盛んになつて來た。その有名なる者の二三を挙げれば、伊豫の住人、村上三郎左衛門義弘の如きは近海に於ける海賊の雄なる者であり、義弘の死後、北畠顯家の子、師清はその首領となり、中國、西海の海賊を引率して勢力を振つてゐた。この時代に至ればすでに彼等の勢力は最早單なる一賊團以上のものとなつてゐたのである。

この時代に南北朝の争亂に志を得なかつた者が一輩の海舟に乗つて、支那及び

朝鮮を荒掠するに至つたことも容易に想像し得るところであらう。これ等の海賊船即ち八幡船は北は朝鮮沿岸より南は廈門、臺灣に及ぶ沿岸地方を掠奪し、時には遠く内地まで侵したこともあるつたらしい。しかし彼等の船舶は極めて貧弱なものであつたらしく、^(一)恐らく中古の「關船」又は「小早」と稱するものが多少改良された程度のものであつたらう。その一時に侵入せる團體の數は極めて區々であつたが、時には數百艘に及ぶこともあるつたらしい。勿論當時の船舶は通常時に於いては大體一船に四、五十名に止まつてゐたらしいから、^(二)假令倭寇のやうな特別な場合としても、なほその數には限度があつたらう。殊に少數の場合には數十人に過ぎなかつたこともある。

^(一) (二) 「日本遣船與中國異。必用大木取方。相思合縫。不使鐵釘。惟聯鐵片。不使麻筋桐油。以草塞罅漏而已。水草費功甚多。費材甚大。非大力量未易造也。凡寇中國者皆其島貧人。向來所傳倭國造船千百隻。皆虛誑耳。甚大者容三百人。中者一二百人。小者四五、十人或七八十人。其形卑隘。遇巨艦難仰攻。苦於犁泥。故廣幅船皆其所畏。而廣船旁陡如墻。尤其所畏者也。其底平不能破浪。其布帆懸於檣之正中。不似中國之偏。檣櫓常活不似中國之定。惟使順風。若遇無風逆風。皆倒桅盜櫓不能轉戰。故倭船過洋非

月餘不可。」(茅元儀「武備志」)この文必ずしもすべてそのまゝには信ずることはないが、以つて當時の我船舶の構造を推するに難くない。

^(二) (三) 「船有三等。二十五尺以下爲小船。二十六尺七尺爲中船。二十八尺九尺三十尺爲大

船。船夫。大船四十。中船三十。小船二十。以爲定額。」(申叔舟「海東諸國記」)

かくの如き小船舶を以つて、よく大陸諸國に寇して、彼等を恐怖させたその鬱勇は誠に驚くべきものである。勿論彼等のある者は支那の海賊と相結んで活躍したのであらうが、朝鮮、支那の沿岸にして、殆ど侵攻せられざるところなく、倭寇を以つて國家患憂の最大なるもの、一つと算へた。直隸、山東、浙江、福建、廣西、廣東に行都使を置き、城塞を築いて防禦に専念し、他方明の太祖は書を足利義満に寄せて、倭寇の鎮定を依頼して來た。義満も又倭寇治罰の令を下したが、^(四) もとより實力なき一片の布令は到底これを鎮定し得べき筈がなかつた。

^(一) (四) 「鎮西邊賊船連々令渡唐以便宜在所及狼藉云々。左様罪科歟。於風雨間輩者不回時日。差遣軍勢可レ加治罰。況至現行之族哉。彼是嚴密可致其沙汰。更不可レ有緩息之如件。」

應永九年八月十六日 義満判

島津上總入道伊久

殊に戰國末に於いては倭寇は内地に於ける海賊の發展と共に益々猖獗を極めた。當時の海賊中、その主要なる者には瀬戸内海の能島院島には村上源氏の一族、來島興居島には河野氏、藝州能美島には乃美式部大輔、備前兒島には四宮隱岐讚州鹽飽島には宮本佐渡守、吉田妹尾、直島には宮原左衛門、小豆島には島田氏等がある。その他一々枚舉するに耐へない。これ等の海賊は戰國時代に於いて全く一の海軍として有力なる勢力に發展して來てゐたのである。従つて足利幕府の如きに如何に依頼するとも、倭寇の鎮定は思ひもよらなかつた。かの勘合船制度の如きも、海賊的掠奪船と正しき貿易的進貢船とを區別せんとしたものであるが、要するに一種の變態的貿易を生ぜしめたるに過ぎず、倭寇の侵略はこれを如何ともすることが出來なかつたのである。

かくの如き倭寇の暴行に對して、朝鮮及び支那はそれぞれ種々なる對抗策を講じた。早くから我國民性に對する相當の知識を有し、倭寇の目的を推察し得た朝鮮は種々なる懷柔策に依り、比較的早く倭寇を終息せしむることを得た。(五)尤も朝鮮人自身にとつては秀吉の征韓の役の如きも、倭寇の引續きと考へてゐたらし

い。(一六)これに反して支那に於いては朝鮮に於けるよりもすつと後まで倭寇の侵略を受けてゐた。しかし次第に我國の對外商業の發展が利益多いものとなるにつれて、この方面に向つて國民的勢力を轉ずるやうになつた。加ふるに秀吉の海内一統がかかるの如き海賊的行爲の跋扈を許さなくなつた。勿論秀吉の統一以後と雖も、後に述ぶるが如く、全然海賊が一掃されたわけではない。しかし秀吉以降の海賊取締が支那の對抗策と相待つて、倭寇の勢力は漸次に衰へて來たことは否定し得ない事實であらう。これに對して勃興して來たものは我商人の海外、殊に南洋方面に於ける活動である。

(一五)「竊觀國於東海之中者非一而日本最久且大其地始於黑龍江之北至平我濟州之南與琉球相接其勢甚厥初處處保聚各自爲國周平王四十八年其始祖狹野起兵株討始置州郡大臣各占主治猶中國之封建不甚統屬習性強悍精於劔槊慣於舟楫與我隔海相望撫之得其道則朝聘以禮失其道則輒肆剽竊前朝之季國亂政索撫之失道遂爲邊患沿海數千里之地廢爲榛莽」(申叔舟「海東諸國記序」)

(一六)「征韓の役に際し我國に捕へられたる姜沆の上奏記事、甚だ興味あり、かつ當時の状況を推知し得る故、この場合必ずしも適例ではないが、敢て附記して置く。

猝遇賊船。臣自度不得脱。與家屬俱墮海水中。磯岸水淺。盡爲倭奴所執。惟臣父獨乘別船得免。……賊認臣爲士族也。齊縛臣及兄弟於船樓。同船至務安縣一海曲。賊船六七百艘。瀕滿數里許。我國男女與倭幾相半。船船呼哭。聲震海山。至順天山水營。賊狩佐渡守者。賊臣及臣兄濱。妻父金璋等。及家屬於一船。押送于倭國。船發順天。一夜晝。至安骨浦。翌日暮。至對馬島。以風雨二日。又翌暮。至壹岐島。又翌暮。至肥前州。又翌暮。至長門州之下關。又翌暮。至周防州之上關。所謂赤間關者也。又翌暮。至伊豫州之大津縣。留置焉。佐渡者之松邑三城。大津其一也。既至則我國男女。前後被擄。來者無數千餘人。新來者晨夜巷陌。嘯哭成群。曾來者半化爲倭。歸計已絕。臣暗以挺身西奔。一時開諭。莫有應者。」（姜睡隱看羊錄）

四

歐洲に於ける近世的黎明が印度貿易路並びに新大陸の發見にあるが如く、我國に於いても受動的ではあつたが、新文化の渡來が近世的文化の曙光を發生せしめた。すべて相交易する範囲が擴大するゝ時、各自の知識の増大を生じ、物質的欲望が複雑となり、新しい組織の發達を見る。我國に歐洲人が最初に渡來したのは、通常天文十二年八月二十五日（一五四三年九月二十三日）九州の南方、種ヶ島の海岸、西村の浦に、葡萄牙人が漂著した時を以つてする。（一七）

（一七）渡來年代については異説が多い。その丰なるものを擧げれば、文龜元年（一五〇一）「中古治亂記」「陰徳太平記」、永正七年（一五〇八）「重編應仁記」「北條九代記」、天文十年（一五一）「大友興廢記」「采覽異言」等。

「天文十二年説は南浦文集中にある大龍寺文之和尚の『鐵炮記』に基く。」

「限州之南有一島。去州一十八里。名曰種子。我祖世々居焉。……先是天文癸卯秋八月二十五丁酉。我西村小浦有一大船。不知自何國來。船客百餘人。其形不類。其語不通。見者以爲奇怪矣。其中有大明儒生一人。名五峯者。今不詳其性字。時西村主宰有織部亟者。頗解文字。偶遇五峯。以杖書於沙上云。船上之客不知何國人也。何其形之異哉。五峯即書云。是西南蠻種之賈胡也。」

歐洲人の渡來が我國に如何なる影響を與へたか。銃器の傳來が我軍事組織に大なる變化を與へたことは云ふまでもないが、特にこゝに述ぶべき點はその商業的影響と、さらにそれと密接な關係ある宗教的影響とである。

我國に於ける天主教の傳播が極めて急促であつたことは種々なる理由に歸する。ことが出來よう。（一八）しかし我國人にして天主教を保護し、又はこれが教徒となつた者はこれを大體三種に分かつことが出来ると思ふ。一は單純に宗教的信仰よりこれに歸依した者である。當時戰國の世に當り、生活の不安不定は自ら何等

かの宗教的慰安を要求したことであらう。殊に佛教徒の現世的墮落は一層天主教に求むるところが多かつたらうし、又その教義の明白にして論旨の整然たりしことも預つて力があつたらう。この種の信者には豊後の大友義鎮その他有力な諸侯武士もないではないが、概して云へば一般庶民階級に最も多かつた。第二に政治的意味が加味されたもので、當時の佛教徒の横暴を抑壓せんとして、これに對抗せしむるため、天主教を擁護した者である。京都に南蠻寺の創立を許した織田信長の如きはその適例である。最後のものは商業的利益から天主教の布教を認めたもので、大部分の諸侯がこれに屬する。(一九)即ち天主教の布教を認可し、それに依つて己が領地に外國商人の到來を生じ、以つて商業取引を盛んならしめんことを欲した者である。初期に於ける秀吉、家康の政策の如きもこれに屬する。

(一八) 摘著「近世商業史」一九二六年版、五五—六頁

(一九) 「本年八月四日、船長ビセシテ・ランデロ乗組のボルトガル商船一隻予が領國の當港に來れり、同船に神聖なるイスパニヤのバードレ數人あり、義にイスパニヤのバードレ・コスモ・デ・トルレス、基督教を傳ふるため予が領國に來りしこそあり、同派のバードレ等も今も猶ほ當領内に在りて基督教徒たらんこそを欲

するものを悉く教化するが故に、予は殊に同船のバードレ等を親めり、又右バードレ等及びカビタン・ビヒンテ・ランデロの談に依り、貴下が高貴なるイスパニヤ王に隸屬する多數の國を治むることを明知し、イスパニヤ王に對しては未だ善が誠意を聞陳すること能はざれども、貴下に敬意を表し、貴下又はイスパニヤ王の命に應じ如何なることいても爲さんと欲すること、並に當領内に来るべきイスパニヤ王の臣民に對し、陛下に對する好意を示さんとする事を告ぐ、貴下が陛下に予が心中を報じ、又予に書翰を送り、陛下並に貴下の安泰を報じ、予に望む所を示さんとを希ぶ、今親愛の證として槍一柄、函入の鎧一領、及び扇子四本を送る、之に就きて吾が國産を知り、何れが貴意に適するかを見られんことを欲す。」(松浦法印よりフィリッピン諸島長官に贈りし書翰)

上直次郎氏「貿易史上の平戸」附錄より引用

即ち大多數の諸侯が争つて南蠻船の渡來を歓迎したのは單に貿易上の利益に基づくのみならず、他方新鋭の武器の輸入、國內諸商人の自領への來集があつたからである。(一〇)殊に後の理由に依り、こゝに新都市の發生を見るに至つた。從來我國の都市はすでに述べたる如く、多く城下町又は寺院の門前町であつた。然るにこゝに貿易を主要なる目的とする新しい都市の發達を見た。古きは大内氏の城下

たる山口の繁榮の如きも擧ぐべきであらうが、それは單純に對支貿易に依つて起つたばかりではない。故にこゝではむしろ堺及び平戸を例とすべきであらう。又他方に於いても國內に於ける新町取立の如きも近世に於ける都市の新しい商業的重要性を語るものであらう。(二二)

(二三) 「平戸津へ大唐より五峯を申人罷著云今之印山寺屋敷に唐様に屋形を立て居住申ければ夫をさりでにして大唐の商船たえず、刺へ南蠻の黒船さて始て平戸津へ罷著ければ珍物年々滿々と參候間京堺の商人諸國皆集り候間西の都さぞ申ける」(大曲藤内・大曲覺書)

(二四) 「近世の黎明さきもに中世の新市なる語にかはつて新町なる語の出現を見るに至つた。吾人の管見に入りしもの、天文二十三年信濃青柳文書に見ゆる新町を初見し、前掲の町名表中に七個を算へ、更に此外に天正十九年西京之口前掲の長坂新町、宮のかみの新町の外、金比羅新町、泉野新町、宮村新町、仁王寺村新町、加茂村新町、赤坂新町、井川葛原新町、居多新町、細久手村新町、木島新町、神月村新町、有坂新町等を數へ得る。これ等新町は小聚落より發達せるものではなく、「取立」られたるものである。……新町取立に際しては先づ地域を選定し、之が「一」を宣言し、然る後新町を充實すべく人口の新集中を企つるのである。(小)

野均氏前掲書二二—三頁

堺が商港として有利なる地位にあつたのは全くその地理的位置が朝鮮との關係に於いて便利であり、又その背後に當時人口の最も多かつた近畿地方を控へてゐたからである。堺が信長時代に於いて能登屋、紅屋以下三十六人の富家が一切の町政を處理し、一種の自治制を有してゐたことはこの時代に於いて稀有の例である。これ等の商人が納屋衆と呼ばれ、一方市政を裁断すると共に、他方浪人を養ひ、一種の防備取締をも行なつてゐた。かくの如き自治制が如何にして行はれたのであらうか。元來堺は住吉神社の神領であつた。從つて神領なるが故に特別の取扱を受けたことは想像し得る。しかし足利時代には山名氏の領地となり、それを治めてゐた。かくこれ等の領主が何れも當時の有力なる諸侯であつたことは、如何に當時堺が重要な土地であつたかを證するものであらう。即ちこの堺が神威に依つてのみその自治的權利を保護し得たのではない。その市民の富が預つて大なる力があつた。しかし當時戦国末に於いては未だ富力よりも武力の方

が重きをなしてゐた。堺の町人の富は堺をしてよく天下流行の源泉となしたけれども、(二二)未だ堺の町人自治制を永く維持するには足りなかつた。彼等は信長の壓迫に會して如何ともなし得なかつたのである。これは富の力の不十分であつたと云ふよりも、富を以つて樹立するにはやゝ時期の早さに失したと云ふべきであらう。この意味に於いて堺の發展は早熟的であると云ふことが出來よう。

(二三)「堺は……外舶輻湊して商業繁昌の土地となりぬ。」こゝに於いて足利時代の文學として貴ばれし、連歌の如き、織田豊臣二氏以來天下に流行せし茶道、香道、挿花、謡曲の如き、其他百般の工藝皆堺よりいづるに至れり……宗祇は其門より宗長、牡丹花、肖柏をいたしぬ、肖柏は堺の住人にして又かの東常授といふ……これより堺の商人専ら連歌を好みしかば坂東屋宗椿、下田屋宗柳、高屋壽玄、俵屋主筠、花田屋宗慶などの連歌師をいたしぬ、當時堺の商人一般に好みて屋號を用ゐしかば連歌師も亦遂に前に舉たる如き屋號を用ゐるに至れり……堺の商人又茶道を好み今井宗久、天王寺屋宗及、油屋紹佐、太子屋宗高、鹽屋宗悦、錢屋宗納、淡路屋宗和、石津屋宗堅、茜屋宗佐の徒を出しつ、堺の商人は既に天下商業の權を握り財産豊なりしかば、如此優美なる遊興をなして、屢々

「織田豊臣二氏の茶筵に陪し、天下の重寶を集めて誇るに至れり」(横井時冬「日本商業史」一四四一五頁)

堺に對して平戸の繁榮はそれと全く異なり領主の商業政策に依頼すること甚だ大であつた。勿論地理的關係に於いても恰も博多と坊の津との中間にあつて、支那から渡來する船舶にとつて甚だ便利であつた。しかし元來水淺く、黒船の停泊に適してゐなかつた。然るに貿易港として相當の繁榮を來たしたのは如何なる理由に基くのであらうか。主として領主松浦氏が天主教布教の自由を許し、外國商船の渡來を獎勵したがためである。その結果として「大曲覺記」にあるが如く、(前掲註二)各地の商人來集し、貿易港として著しい繁榮を見るに至つたのである。しかし領主松浦隆信は眞の信者でもなく、(二三)又重臣中にも兩派存し、さらに佛教徒の反感も少なくなかつた。さらに又恐らく葡萄牙人の行動が必ずしも常に基督教徒としての捷に悖らなかつたとは云へないであらう。従つてそれ等の商人又は船員と平戸市民との衝突は稀有の例ではあるまい。(二四)かく平戸内部に於いて宗教上の不一致が存するのみならず、他方その附近の領主中これと競爭して

外國船舶を自領に呼び寄せ、その商業的利益を獲得せんとする者を生じた。即ち大友宗麟・大村純忠の如き切支丹諸大名である。殊に大村純忠の如きは先づ永祿五年（一五六二）に横瀬浦を開き、全十一年（一五六八）福田浦を最後に元龜元年（一五七〇）に長崎を以つて外客の來航に供し、多くの特權を與へてこれを歓迎した。終には長崎の地を耶蘇會の知行とし、彼等をして治めしむることさへも敢てした。（一五）従つて平戸はこれ等と對抗しかなり苦しい地位に立たざるを得なかつた。しかし幸に葡萄牙船の退去の後も、和蘭船の來航を見、外國貿易を繼續し得て、その商業上の地位を維持することが出来た。

(一三)「南盤船より切支丹僧渡り、平戸にてもエキレンシヤさて寺を立てけり、御親類衆に籠手田兵部少輔部殿兄弟御成候。乍去道可様（松浦隆信）は神國の仔細を思召し、信仰せられず」（大典覺記）

(一四)「その大なるものゝ一つとして、永祿四年（一五六一年）平戸に入港せしボルトガル船の乗組員さ、平戸の町人との間に、一日些細の事に付争論起りし折柄、伊藤甚三郎さいへる武士其場を通り合せ、双方を宥めんさせしが、言語通ぜざる爲め、ボルトガル人は之を以て敵を助くるものと考へ、劍を抜いて其手に傷げた」（前掲「貿易史上の平戸」一四頁）

(一五)「長崎が天主教の領地となつた由來について次ぎの如き説もある。「長崎の傳説には……開港の當初大村純忠は多年打續きたる戰亂の結果財政上頗る不運なつた……宣教師は直接大村純忠に對して嚴談に及び、……天正元年の頃遂に心ならずも之を耶蘇會に割譲した。是れが從來の傳説である。」勿論との説の誤なることは大村純忠の熱心なる基督教徒たりしことに依つても知るこゝが出来る。要するに徳川幕府を憚つたので、この種の傳説が出來たのであらう。「現に天正十五年六月十九日、秀吉が伴天連追放令を出すと同時に、長崎を沒收せんとした時、大村、有馬の二氏はこの事情を申立て、伴天連に寄附したのは地上権のみで、領主権を寄附したのではない……ことを陳情してゐる。（長崎市役所編「長崎と海外文化」二五頁）しかし論ずるまでもなく長崎は大村氏が耶蘇會に全然寄進したものと思はれる。

以上堺及び平戸について一言したのは、これ等の都市が何れも對外商業に依つ

て隆盛となり、近世的商業の先駆をなしたのであるからである。しかし歐洲人の渡來が我國人に與へた影響は單に彼等の渡來を待つて、貿易上の利益を得たに止まつたのではない。他方こゝに我國民の新しい海外發展を勃興せしむるに至つた事實がある。

五

倭寇として海外に活躍せる我國民は、秀吉に依る海内統一と對外貿易の有利なる發達とに依つて、一轉機を來たし、南洋方面に對する異常なる發展となつて現れて來た。即ち上述せる如く、單に受動的に外國船の渡來を待つに止まらず、進んで能動的に海外發展を志すに至つた。この對外的活動を見るに、大體二個の方面から觀察することが出来る。一つは個々の商人又は武士の個別的活動で、他是權力者の政治的意義を有する活動である。勿論兩者の區別は必ずしも嚴別し得るものではない。唯我國に於いては個別的活動が中央政府の統一するところとならず、何等國家的活動とならずして終り、(三)他方秀吉の征韓の役の如きも、附隨的效果はあつたとしても、本來の目的を達することが出來なかつた。(二)この點

から見ても特に我國に於いては兩個の活動に區別し得ると考へる。

(二六) 邊羅に於ける日本人の活動の如きが、この場合の例にあて得ると思ふ。邊羅の日本人町の人口は、邊羅國風土軍記卷一には寛永中に於ける全盛期に八千餘人を註し、通航一覽にも之に由つて、元和の頃數百人、寛永の頃八千人を考定してゐる。多少誇張があるとしても、過大な數字ではないであらう。「日本人の多數が邊羅から引上げたのを、姑く寛永十年、即ち一六三四年であるとする事實」¹、その以後同地に留つたものは、激減して數百人に止つたかも知れない。それ以後の商人なり、切支丹なりが元祿享保の後世まで殘つて居たことは東西の史籍に散見する所であるが、全盛期は元和、寛永間の約二十年間、それに慶長の八九年以後の十年間を加へても、凡そ三十年間に亘るだけで、長政を中心とした邊羅の日本人町が繁榮したこととは争へない。(新村出氏「邊羅の日本人町」、「續南蠻廣記」二〇八十九頁)即ち邊羅の日本人町が山田長政の個人的活動に基いてゐたに過ぎなかつた。

(二七) 豊臣秀吉の朝鮮征伐が彼の遠大なる領土的野心に基き、單にその端緒に過ぎなかつたときは明かである。彼の計畫の廣大なることは、かの「豊臣太閤御事書」²を稱する一文に依つても知ることが出来る。その一部を抄記すれば、

「、大唐都へ報慮うつし可レ申候、可有其御用意候、明後年可爲行幸候、然者都廻之國十ヶ國可レ進上之候、其内にて諸公家衆も知行可レ被仰付候、下の衆可レ爲三十増

陪候、其上之衆者可レ依仁體事。

一、高麗之儀者岐阜宰相歟、不然者備前宰相可レ被レ置候、

二、晨旦國江寂處被レ成矣路次例式行幸之可レ爲儀式候云々
本書の一つは前田家に保存され、前田綱紀により、「豊太閤三國處置太早計」と題されてゐることである。(辻善之助氏「海外交通史話」二一八頁以下参照)

さらに我國商人の活動の状態を時期の上から見れば、これを朱印船制度の確立前後に分かつことが出来る。朱印船制度は秀吉が昔の勘合船制度を考慮して制定したものであらう。(二八)しかし秀吉の賦與した朱印狀は少しも残つてゐないから、その如何なる形式のものであつたか知ることは出来ない。唯文祿の初年にこれを與へたことを推測し得るのみである。(二九)これ以前の我國の發展即ちその早さは第十六世紀に於いて少數ながらも、南洋方面に渡航してゐた日本人の活動は甚しく個別的であり、非組織的であつた。(三十)彼等は勇敢にして、氣概があつた。唯植民地相互の聯絡を缺き、又植民地自身の發達自存を計るが如き遠大な計畫をも有してゐなかつた。堅忍持久の策に乏しかつたと云ふ批評は蓋し當を得たものであらう。(三一)しかもし本國政府が一定の方針を以つてこれを援助したならば、

近世初期の世界的風雲に乘じて、我國民の活躍を見得たかも知れないのである。

(二八) 秀吉が朱印狀を與へたりと考へらるゝ文祿元年の數年後、慶長元年に於ける朝鮮との講和條約の第二ヶ條に、兩國年來依間隙勘合近年斷絶矣、此時改之、官船商舶可レ有往來矣とあるに依つても、秀吉の朱印狀がその暗示に基けるものであらう。勿論朱印船貿易は本質に於いて勘合船とは異なる。

(二九) 往昔は異國に渡る事、遣唐使其外の船にて渡海ありしが、唐遣遣の船にて商賣の爲渡海の事は文祿元壬辰年より廣南、柬埔寨、東京、六昆、太泥、東寧、呂宋、亞媽港、暹羅等の國に至る、依之秀吉公、權現様、臺德院様より御朱印頂戴、文祿元年より寛永十一年迄四十三年の間、年々渡海仕商賣之利潤餘り有、世人争ひ往ん事を思へども御免の者制限有之、

從長崎

末次 二艘、船本彌平次 一艘、荒木惣右衛門 同、糸屋隨右衛門 同、
伊豫屋 二艘、
從京都

茶屋四郎次郎 二艘、角倉與市 同、伏見屋 同、
右都合九艘也、(通航一覽)第四卷
なほ長崎志及び長崎夜話草にも同様の記事がある。

(M 10) "There usually are in Manila, Japanese, both Christians and Pagans, who remain from the ships which come from Japan, through there are not so many of them as of Chinese....They are spirited people, and of good disposition and valiant. (Antonio de Morga, The Philippine Islands, Moluccas, Siam, Cambodia, Japan and China, at the close of the sixteenth Century. P. 351.)

(M 11) 川島元次郎「朱印船貿易史」四四頁。

朱印船制度の創設者たる秀吉はその先君織田信長の遺策を繼承してゐる。勿論後には天主教禁止の如き反動的行動もないではないが、その商業の發達を尊重する點に於いて、又遠大なる統一策に於いて、大體前者の意思を受けつぐものであつた。信長が將軍義昭からその賞として、攝津、和泉、近江等の諸國に封地を増加せんとされた時、自ら請ふて、堺、草津、大津の管轄權を得たるが如きは、彼が財政の基礎として商業發展の重要を認めてゐた一例とすることが出來よう。秀吉に至つてはその功績が一層顯著である。博多町の復興を始めとし、長崎の天主教領を沒收し、對外商業の發展を計畫した。秀吉の商業政策は全く自由獎勵であつた。然るに當時未だ近海に於ける海賊の出没が止まなかつたので、天正十六年七月八日にその嚴重なる禁止令を發した。(M 12) 彼は天主教の布教を禁止した後に於いても、商業の發達を獎勵することを怠らなかつた。従つてその天主教禁止も、要するに表面的なものに過ぎなかつたと見られる。(M 13) その禁教勤商の態度は天正十九年、印度副王に對する秀吉の答書に依つても明かである。(M 14)

(M 11) 「一、諸國於海上賊船之儀堅被成御停止之處今度備後伊豫兩國之間伊津喜島にて盜船仕之族在之由被聽食曲事に思食事、
二、國々浦々船頭獵師何れも舟つかひ候もの其所の地頭代官をして速に相
政、向後聊以海賊仕まじき由誓紙申付連判をさせ其國主取あつめ可申上事、
一、自今以後給入領主致油斷海賊之罪於在之者被加御成敗曲事之在所知行
以下末代被召上事、
右條々堅可申付若違背之族在之者忽可被處嚴科者也。」

(M 12) 秀吉が切支丹を禁じた理由は、種々なる點が挙げ得るであらう。(1) 耶蘇教徒の不法行為、(2) 長崎の耶蘇教領、等はその近因を見るべく、(3) 殉教的精神の強烈、(4) 保守的反動(佛教徒その他)はその背後に存する遠因とも云へるであらう。しかし秀吉の禁教の態度は天正十五年六月十九日の禁令に依つてもすでに明かである。即ち次の五ヶ條からなる。
「一、日本は神國なる處、キリシタン國より邪法を授候儀太以不可然候事、
二、其國郡之者を近付門徒になし、神社佛閣を打破らせ、前代未聞候國郡在所

知行等給人に被下候儀者、當座之事に候、天下よりの御法度を相守、諸事得可其意處、下として狼義曲事事。

一、伴天連其知慧之法を以、心さし次第に檀那を持候と被覺召候處、如有日域佛法を相破事曲事候條、伴天連儀日本之地にはおかれられ間數候間、今日より二十日之間に用意仕可歸國候、其中に下々伴天連に不謂儀申懸もの在之は、曲事たるべき事。

一、黒船之儀は商賣之事候間、各別之儀、年月を經諸事賣買いたすべき事、一、自今以後佛、法、等、またけを不成輩は商人儀は不及申いづれにてもキリシタン國より往還くるしからす候條可成其意事。

秀吉の意圖が天主教に對し過酷でなかつたときは、「日本西教史」の作者が同禁令後に於ける狀態について、次ぎの如く述べてゐることに依つても解る。

「儲て太閤殿下の怒も稍緩れ、遠からずして諸事恢復の目途を生じ、聖教禁止の令は廢せ寄れども、耶蘇教師其法令に服し恰も配流人の如く慎めるを見て、殿下も満足せられ、諸教師日本國を巡廻して奉教人を維持し、且増加するを図て詔めず、されば天主の祐助によるか、禁令の出しより今日に至るまで洗禮を受ける者六萬餘人なりと云ふ。此事はボレーリ師が其所屬長へ贈りし書に記載せり。(日本西教史下巻一五頁)

(三)「彼伴天連徒、前年至此土欲覽魅道俗男女、其時且加刑罰、重又來于此界、欲作化導、則不遣種類可レ族滅之勿レ噬臍、只有欲修好於此地之心、則海上已無盜賊艱難、域中幸許商賈往還。」

秀吉の對外政策が常に積極的であつて、近世初期に於ける英雄的支配者と同じく、一方強烈なる征服欲に基いて活動すると共に、他方同じく強き愛國的精神を發揮したものであつた。この愛國的精神は恰も歐洲に於いて近世初期は國民的自覺を喚起したるが如く、又我が國に於ける國民的意識を發達せしむる因由となつたのである。しかし不幸にして秀吉の外征は多くの英雄の行動と同じく、近世に於ける民族的差違を樂觀的に無視したものであり、假令その事に於いて成功したりとするも、決して我國民の對外的商業の發展には得るところの效果は少なかつたであらう。唯秀吉の雄大なる南方經營等が我國民的神精神を鼓舞するところ甚だ大であつたらう。又朝鮮を經て渡來したかの優秀なる文化が我が國の文化に及ぼしたところも蓋し少なくなかつたであらう。

秀吉の對外政策に比して家康の政策は對國內的であつた。しかしこゝにその

政策を論究する必要はない。唯彼も秀吉と同じく商業の發展に熱心であり、通商の自由を認めてゐたことを注意すれば足りる。殊に所謂朱印船制度は彼に依つて確立されたのであつた。従つて徳川時代に至り、朱印状の形式も手續も極めて明瞭に知ることが出来る。さらに又朱印状に依つて正當なる貿易船たることを證明せしめ、以つて他の海賊船、その他と區別せしむるに至つたのである。(三五)それ等の朱印状が多くの效果を齎らしたことは、後に註記するが如く、朱印状受領者に多くの外國人のあつたことに依つてもこれを推測することが出来る。

(三五)朱印状について豫め外國に與へた書條の一例を「異國日記」から引用して置く。

日本國 源家康、回章

呂宋國郎巴難至昔高提腰 足下、

舊年於

貴國之海邊、大明弊邦惡徒作賊之輩、可刑者刑之、明人者異域民也、不及刑之、令歸于本國、定知於大明被誅罰、如本邦者去歲凶徒雖作反逆、一月之間無遺餘誅戮之、故海陸安靜、國家康寧、自

本朝所發之商船、不可用多者、可隨來意、他日本邦之船到其地、則以此書所押之印、可表信印之外者不可許焉、弊邦與濃昆數般欲修隣好、非

貴國年々往來之人、則海路難通、可希求者、依
足下指示、舟人船子、時々令往返、
貴邦土宜、納受之、遠方之信、厚意難謝、孟冬漸寒、順序保重、

慶長六年辛丑冬十月 日

然らば朱印状は如何なる者に與へられたのであらうか。朱印状受領者の主要なる者が我國人であることは云ふまでもないが、その多くは商人で、又大名にしてその下附を乞ふた者も少なくなかつた。しかしその大名たると商人たると、その何れたるとを問はず、その貿易に依つて得らるゝ巨額の商業的利得を目的としたものに外ならない。(三六)彼等が如何にして多くの利益を獲得することを得たか。彼等が日本より輸出するものは主として銅、鐵類の外は小間物類であつた。(三七)殊に銅は安南に於いて需要され、量に於いても甚だ大であつたらしい。(三八)これに對し輸入さるゝものは主として贅澤品であつて、(三九)貴族階級の最も欲求するところのものであり、従つて高價に販賣し得たことは疑ひ得ない。かくして輸出入、何れに於いても多くの利得を得ることが出来たから、假令船舶の艤装、航行の費用、關稅その他の手數料、並びにその地の長官に對する贈物等、多くの費

用を要したるに拘らず、なほこの貿易に從事せんと欲する者が少くなかつたのである。

(三六) 「總井武州との利倍を考へられ、我も船をやらんさて蓄へ給ふ財寶限りなれば長崎に於て數十貫目の船を買ひ京都堺より其國々に赴き商賣の物、或は刀、脇指、金銀の細工物、京染の小袖、奈良の暁布、藤繪の諸道具、繪屏風、杯色々の物を調へ下し是を船に積入れ、兩郡へ役にかけ百姓共を舟子とし、シヤム、カガチヤ所々へ渡されけるに案の如く賣買殊の外利潤ありて金銀の殖えたること限り無し。」(『因幡民談記』卷之六、一〇頁)

(三七) 「四夷八蠻船行記」に東寧へ日本より渡る物、銅、鐵、藥鑑の類、是も地の者は多不買、所々の商人買之、呂宋へ日本より渡る物、小麥粉、銅錢、藤繪の類、扇子、紙、帷子、藥鑑、水風呂、小刀、鑄、萬器物、食物の類、廣南、交趾へ日本より渡る物、銅、鐵、萬器物、藥鑑、水風呂、帷子、扇子、傘、東京へ日本より渡る物、銅、鐵、錢、椀、藥鑑、扇子、水風呂、傘、鏡、萬器物、東埔寨へ日本より渡る物、銅、鐵、碗器、樟腦、扇子、傘、藥鑑、萬器物、暹羅へ日本より屏風、疊、其外カボチャ同前。」(前掲川島元次郎著、一四〇頁)

(三八) 濱川龜氏「我が朱印船の安南通商に就て」(大阪外語編、海外視察錄第一號)

(三九) 輸入品に關する明白な記述はないが、象牙、瑪瑙、麝香、伽羅、沈香、丁子、白檀、黑檀の珍奇なものから、羅紗、綾疊子、絲絣、天鵝絨その他の高價なる織物類であつた。

(前掲川島氏著參照)

今日記録に残れる重なるものゝ中、(四〇)その大部分を占める町人又は貿易業者のすべてがこの多くの資金を必要とする貿易事業に從事し得るに足る資本をしてゐたわけではない。彼等のある者は海外に渡航し、巨額の利益を獲得せんとする機略と勇氣とを有してゐたが、これを行ふに必要な資金を缺いてゐた。乙に生じたのが所謂「抛銀」なる制度である。即ち投機心を多分に有する資本家が朱印船又はその他の船舶に依り貿易を營むんとするそれ等の冒險的企業家に必要な資金を融通することである。もしその船舶が無事に歸朝すれば、巨額の利分(通常五割)を與へられる。萬一海上にて遭難すれば元本の返済をも受くることが出來ない。(四一)この危険多き事業に敢て投資するに至つた當時の資本家は甚だよく近世初期の商業の特色を語るものである。又冒險的貿易業者に對し金融機關として甚だ役立つたものである。

(四〇) 豊光寺承兌の取扱つた朱印狀の控たる「異國御朱印帖」、「圓光寺元信の異國御朱印帖」、「光持院崇傳の異國波海御朱印帖」、「徳川實紀」その他から今日記録に残れ

第二十三卷（九六一） 我國に於ける近世的商業の萌芽

第七章

三九

る朱印狀の受領者を年代別に挙げれば大約次ぎの如くである。

慶長九年

安南

一月十三日

茨木屋又左衛門母

同

八月六日

舟本彌七郎

同

八月十三日

細屋喜齊

同

八月二十六日

末次平藏

同

東浦案

島津陸奥守忠恒

同

九月十二日

平戸傳助

同

十二月十八日

五島淡路守盛利

同

八月二十五日

六條仁兵衛

同

八月二十六日

與右衛門

同

九月十二日

島津陸奥守忠恒

同

六月六日

伊丹宗味

同

七月五日

平野孫左衛門

同

八月十八日

安當仁カラセス

同

八月二十六日

田那邊屋又左衛門

同

八月二十六日

今屋宗忠

同

十二月十六日

大黒屋助左衛門

同

十二月十八日

檜皮屋孫兵衛

同

八月二十六日

角倉了以

同

九月十一日

龜屋榮任

同

七月五日

高瀬屋新藏

同

九月十二日

窪田與四郎

同

四月十一日

西野與三

同

八月十一日

姓名不詳

同

八月二十六日

平戸助太夫

同

八月二十六日

林三官

同

迦知安

同	九月十五日	林三官
同	七月二十七日	河野喜左衛門
同	八月十五日	檜皮屋孫左衛門
同	九月二十一日	西村隼人
同	九月十七日	山口駿河守直友
同	八月六日	船頭須山
同	八月十九日	舟本彌七郎
同	八月六日	角倉了以
同	六月十二日	林三官
同	六月十二日	高橋掃部入道
同	十二月七日	唐人五官
慶長十二年	同	後藤宗印
西	二月六日	鍋島加賀守直茂
洋	二月十九日	鍋島信濃守勝茂
同	同	松浦法印

同	八月四日	林三官
同	八月十五日	加藤肥後守清正
同	五月七日	龜井琉球守(武藏守)茲矩
同	十月六日	安當仁カラセス
同	八月四日	浦井宗普
同	八月十八日	大賀九郎左衛門
同	十二月二十四日	木屋彌三左衛門
同	十月六日	島津陸奥守家久
同	十二月二日	後藤宗印
同	六月二十六日	西村隼人
同	八月二十八日	有馬晴信
同	十月四日	豆葉屋四郎左衛門
同	同	マメノハ
古	八月二十八日	平野孫左衛門
城	同	松浦法印
南	同	舟本彌七郎
宋	同	有馬晴信
同	同	同
同	同	同
同	同	同
同	同	同
同	同	同
同	同	同
同	同	同
同	同	同
同	同	同
同	同	同
同	同	同
同	同	同
同	同	同
同	同	同
同	同	同

慶長十三年	田 鳥 摩利加	十月十六日 五月七日	唐人五官 安當仁アホンソ
東蒲築	通 羅	七月二十五日	田那邊屋又左衛門 木屋彌三右衛門
慶長十四年	通 義	一月十五日	角倉了以 加藤肥後守清正
東蒲築	同 同	一月十五日	切支丹トオマス 島津障奥守家久
宋	同 同	一月十五日	木屋彌三右衛門 龜井琉球守茲知
交趾	同 同	一月十五日	伊藤新九郎 平野孫左衛門
京	同 同	一月十五日	安當仁カラセス 小西長左衛門
趾	同 同	一月十五日	角倉了以 加藤肥後守清正

慶長十五年
東蒲築 二月十五日 唐人五官

一月十一日 江島吉左衛門

一月二十二日 龜井琉球守茲知

七月二十五日 木屋彌三右衛門

八月二十二日 龜井琉球守茲知

一月十一日 平野孫左衛門

一月十一日 負田奎右衛門

角倉了以
江島吉左衛門

(元來日附は執筆當日を記したものであるが、その頃より一月十一日の日附の多いのは所謂凶日を忌むために、執筆日の如何に拘らず、重陽の吉日を選んだのである。九月九日の如きも又同様の理由に基くものである。)

慶長十六年
同 安南 一月十一日 角倉與一

同 同 松浦法印

交趾 同一月十一日

船頭 李右衛門 姓名不詳

同 逃亡羅 同一月十一日

羽柴(細川)越中守忠興

平野孫左衛門

同 逃亡羅 同一月十一日

木屋彌三右衛門

ヤロウス

同 逃亡羅 同一月十一日

大黒某

ヤロウス

同 逃亡羅 同一月十一日

角倉與一

唐人ヤロウス

同 逃亡羅 同一月十一日

茶屋四郎次郎

津田紹意

同 逃亡羅 同一月十一日

舟本彌七郎

唐人五官

同 逃亡羅 同一月十一日

米屋新右衛門

シンドウヨウジ

同 逃亡羅 同一月十一日

大黒屋利兵衛

マノエル・ゴンザル

同 逃亡羅 同一月十一日

長谷川忠兵衛

マノエル・ゴンザル

同 逃亡羅 同一月十一日

夏の方

ヤロウス

同 逃亡羅 同一月十一日

角倉了以

マノエル・ゴンザル

同 逃亡羅 同一月十一日

村山市藏

マノエル・ゴンザル

同 逃亡羅 同一月十一日

唐人三官

マノエル・ゴンザル

同 逃亡羅 同一月十一日

唐人五官

マノエル・ゴンザル

同 逃亡羅 同一月十一日

唐人四官

マノエル・ゴンザル

同 逃亡羅 同一月十一日

舟本彌七郎

マノエル・ゴンザル

同 逃亡羅 同一月十一日

唐人六官

マノエル・ゴンザル

我國に於ける近世的商業の萌芽

昌 宋 一月十一日 小西長左衛門

木津船右衛門

シンニヨロ・マルトロメムイナ
西類子

同 同 同 同 同 同

四月八日

木屋彌三右衛門

同 同 同 同 同 同

一月十一日

木田理右衛門

シンニヨロ・ゴンザルロベイヲ
唐人三官

同 同 同 同 同 同

九月九日

舟本彌七郎

唐人華字

同 同 同 同 同 同

一月十一日

唐人三官

大文字屋忠兵衛

同 同 同 同 同 同

九月九日

唐人三官

西類子

同 同 同 同 同 同

九月九日

木屋彌三右衛門

シンニヨロ・メリイナ
長谷川權六

同 同 同 同 同 同

九月九日

高尾次右衛門

唐人三官

同 同 同 同 同 同

九月九日

舟本彌七郎

ジヤコウベ
船頭彌右衛門

同 同 同 同 同 同

九月九日

唐人五官

東蒲原

同 同 同 同 同 同

九月九日

唐人華字

高砂

同 同 同 同 同 同

九月九日

高木作右衛門

同 同 同 同 同 同

以上合計九十三人百九十九通である。人名別に依る表は川島氏前掲書中に

掲載されてゐる。（七五—九三頁）但し八十二名百八十二通についてもある。以上の者も朱印狀受領者の全部ではあるまい。恐らくこの外に今日記録に残らなかつた者がかなり多數あることを想像される。

（四一）拠銀證文はその例に乏しくない。今その一例を擧げるに止める。

「借用申銀子事

合丁銀貰目定也

但利分は三わり半に申合候

右之銀子屋やうす船より川内に指渡申候、來夏喜朝入船に、本利合丁銀貰目定にて無相違返済可申候、若さきさきにて不慮不思儀如何體の事候共、右之船、さへ喜朝申候は、無異儀約束之通相済可申、少も無沙汰申間敷候、但渡り喜朝に海上之儀我等不存候、爲納所一筆如件。」

七

近世初期に於ける商業的活動に缺くべからざるもののは冒險心である。又初期資本主義に共通なる特徴は冒險的企業心であり、その具體化として必要なる條件は資本家の投機的精神である。近世初期の商業國民の活動の背後には國家又はこの種の資本家的團體の存在を必要とした。

今我國民の海外發展を見るに、その冒險的發展はこれを近世初期の歐洲に於ける商業國民のそれに比して毫も劣るところを見ないのである。彼等の使用した朱印船は恐らく我國造船技術の最も發達せる時の所産であらう。しかしこれを當時の歐洲の船舶に比較すれば、甚だ劣るところのものであつた。關船に多少の改良を加へたものに過ぎない。即ち支那の闘船の様式を模倣し南蠻人の操舟術に習つてこれに改良を加へたものである。（四二）かかる不完全な船舶に依つて、遠く南海に浮べば、その海上の危険は決して鮮少でなかつたに違ひない。又恐らく異域に於いて賊殺せられたことも少なくなかつたらう。それ等の危険に於いては歐洲人が印度又は亞米利加大陸に航行した際よりもより大であつたかも知れない。しかも我國人の海外渡航、殊に商業的利益獲得のために航行すること少なくなかつたのである。（四三）

（四二）吉田東伍「古代の船舶の種類及び其發達」（日本交通史論四三五六頁）。

（四三）「當春日本國の船、ルスン、トキン、シヤムロへ爲賣買渡海の處に、如何したりけん」

「一艘も不歸、右の船或當レ岩破損、或喧嘩をして被殺害ける云々、又爲取財寶、彼島々の輩打殺しける共云、又去年エダレン云處の者共、黒船を押取ける處江、

日本の商船參令商買過分得利歸朝の船在之、ルスン、西シンチウミ云所にての事也、是はたちうりの桔梗屋の道圓と云者也、京町人美之當春船を多遣ける云々」(當代記卷三、八十九—九〇頁)

かくの如き危險多き航海に對し多くの資本を投する者の存在した事實は、我國人の投機的企業心に富めることを證するものである。即ち前述せる拠銀の制度である。さらにもしこれが發達してゆけば、貿易に實際に從事する者と企業家と資本家との三者からなる貿易團體の發達を見ること必ずしも期し難いものではなかつたらう。そしてさらにこれが歐洲に於ける貿易會社のやうな組織を形成し得たかも知れないものである。かくの如き商業的企業心は當時、家康以後、やゝもすれば消極的に傾きがちであつた中央政府の下に於いてすら發達したのであつた。(四四)もし徳川政府にして組織的方法に依り、對外商業を促進せしめたならば、我國人の活動はさらに見るべきものがあつたに違ひない。

(四四) 一、上野嚴ヨリ、呂宋へ之返書、被頼申候爲調遣ス、

日本國 臣上野介藤原 正純、復章
呂宋國執事閣下、

華翰繙閱、親覗

嚴旨不違先契、遠勞使節、被獻信書方物於吾國主、即裁

答書、見謝

惠意、微臣亦領數般珍產、恩荷惟重、伏承

貴國逃亡之士、來住

本朝、實不義也、以示諭即開吾

國主、被加速可還鄉之

嚴命者也

本朝之商士、於貴國有非法者、任

國政可追却、乃是吾

國主之命也、莫辭

本朝之土宜、腰刀大小、見投贈

貴國主、宜有吐露、微臣亦獻綿布五領、背面雜色、聊表寸忱者在茲序自寄、珍重、

慶長十八、歲在癸丑、季秋上澣

然るに徳川氏の政策は單に貿易政策に於いて積極的に出なかつたばかりでな

く、終に我國人の海外渡航をも嚴禁するに至つた。即ち所謂鎖國政策を以つて我が祖法とするやうになつた。勿論鎖國の經濟的影響は單に商業發展についてのみ是非すべきものではない。かくの如き政策に出でざるを得なかつた種々なる原因がある。しかしこの甚しき消極的政策が我國に於ける近世的商業の萌芽を無慚に剪滅し去つた事實はこれを否定することが出來ない。又その後に於ける我がブルジョア階級とも見るべき町人階級が歐洲の近世商人階級の發達の經路を辿らずして、特殊の發展形態を探るに至つたことも當然と云ふべきであらう。鎖國そのものの意義については他日の機會に譲り、こゝでは單に近世初期に於ける我が商人階級の活動が同じ時代の歐洲の商人階級の發展に甚しく類似せる點のあることを云ふに止めて置く。

参考書

*印は特に重要なもの。

- 「日本靈異記」(日本古典全集)。菅原文時「封事三箇條」(日本經濟大典第一卷)。今昔物語(丹鶴叢書)。大石久敬「地方凡例集」(日本經濟叢書第三十一卷)。*申叔舟「海東諸國記」(朝鮮群書大系續々第三集)。姜睡隱「看羊錄」(同上)。豐臣太閤御事書(群書類從第十三輯)。*通航一覽(圖書刊行會版)。日本西教史。*徳川實紀第一編(經濟雜誌社版)。當代記(史籍雜纂第三)。長崎史。*大日本史料第十二篇之二。*村上直次郎編「異國日記抄」。西川如見「長崎夜話」(長崎叢書)。金井俊行「長崎略史」(同上)。異稱日本傳(皇學叢書第十一卷、又は元祿本、慶應書館藏)。
- *川島元次郎「朱印船貿易史」。日本歴史地理學會編「日本商人史」。内田銀藏「日本近世史」。同「近世の日本」。長崎市役所「長崎と海外文化」。竹越與三郎「日本經濟史」。横井時冬「日本商業史」。*辻善之助「海外外交通史話」。新村出「南蠻廣記」。同「船舶史考」。中村孝也「日本近世史」第一卷。大隈重信「開國大勢史」。日本歴史地理學會編「日本交通史論」。遠藤芳樹「日本商業志」(日本産業資料大系第八卷)。福地源一郎「長崎三百年間」。藤田茂吉「文明東漸史」。*村上直次郎「貿易史上の平戸」。幣原垣「朝鮮史話」。河瀬蘇北「日本商人五百年史」。長崎市役所「幕府時代の長崎」。藤岡作太郎、平山鑑二郎「日本風俗史」中卷。三浦周行「法制史の研究」。
- *小野均「近世城下町の研究」。渡邊世裕「室町時代史」。雑誌論文はこれを省略する。
- (昭和四年六月十日稿)